

京都市告示第 260 号

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例第 2 条ただし書の規定に基づき、
岩倉具視幽棲旧宅について次のとおり臨時休館します。

平成 27 年 7 月 14 日

京都市長 門川 大作

臨時に休館する日

平成 27 年 7 月 20 日（月）午前 9 時～午後 1 時

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）